

第44回再就職等監視委員会 議事要旨

1. 開催日時等

日 時：平成26年11月27日（木）14：00～
場 所：大手町合同庁舎3号館9階 再就職等監視委員会 委員会室
出席者：羽柴委員長、伊東委員、篠原委員、番委員、笠委員
加藤監察官、植村監察官、片岡監察官、原田監察官
磯野事務局長、古田参事官

2. 議事等

- (1) 公表情報の確認作業についての議論が行われた。
- (2) 第43回委員会の議事録が確認された。

3. 委員指摘事項等

- ・ 職員OBによる働きかけ規制の対象となるのは、退職前の職場と再就職先との間の契約又は処分に関する働きかけのみであるため、例えば、業界団体に再就職した職員OBが、業界団体を構成する民間企業等からの求めに応じて、入札等に係る非公開情報の提供を退職前の職場に対して依頼するような行為は働きかけ規制の対象とはならないが、国民目線からは違和感を覚える。
- ・ 本府省の最高幹部であった者が、退職後引き続いて同一府省の顧問等の非常勤職員となり、執務室なども同じ庁舎内に確保されている場合などは、職員OBの退職後の動向に関する情報等も自然に集まるので、非常勤職員が再就職等規制の対象外になるというのは、法制度上はそのとおりであるにせよ、国民目線からは釈然としない場合もあるのではないか。
- ・ 職員OBの再就職に際して、他の職員OBによる支援が窺われるケースについては、その背後に現役職員の関与が疑われる場合には、当委員会としても厳正に対処する必要がある。
- ・ 職員が退職後に常勤の職に就くまでに、複数の非常勤のポストに就いたり、民間企業等との間でコンサルタント契約を結んで収入を得ているケースがあり、全体として巧みに職が用意されているという印象があるが、当委員会としても引き続き監視していく必要がある。

4. 次回予定

次回会議は、平成26年12月18日（木）10：00に開催することとなった。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。